

第38回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月27日（月） 午後2時00分～午後2時20分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（29名）

4. 欠席委員（1名）

5. 議 案

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実績状況の公表について

6. 農業委員会事務局職員（3名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から4月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が14名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

毎日恵みの雨が降っております。いい人も、困っている人もいますようです。何とかこれを乗り越えて、今年も素晴らしい成績が上がることを願っております。今総会で、現委員での最後の総会となります。最後まで気を引き締めて審議していければと思います。

それでは、ただいまより第38回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、13件、報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、2件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、2件、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について、3件、議案第3号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に ●番 ● 委員、●番 ● 委員 を指名いたしますのでよろしくお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は13件でございます。議案書のほうは、1ページから20ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出があり

事務局	ましたのでご報告いたします。 以上でございます。
会長	只今の報告第 1 号について、発言のある方はございませんか。 (発言なし)
会長	特にないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。 次に、報告第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について事務局より説明をいたします。
事務局	報告第 2 号は 2 件でございます。議案書のほうは別紙 1 ページ 2 ページになります。個別の説明については割愛させていただきますが、地域計画策定前に利用権設定がなされたもので契約期間の延長を行う旨の報告がありましたのでご報告いたします。
会長	只今の報告第 2 号について、発言のある方はございませんか。 (発言なし)
会長	特にないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。 次に、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について審議します。議案第 1 号 1 について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 21 ページをご覧ください。議案第 1 号 1 についてご説明いたします。 申請地は、内子町●の農地、畑 1 筆 286㎡です。 譲渡人は、大分県●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、贈与による所有権移転です。 それでは、別紙調査書の 1 ページをご覧ください。農地法第 3 条第 2 項の各号についてご説明いたします。 第 1 号の全部効率利用要件ですが、●さんは、内子町●にお住まいで、生産に必要な農機具は、軽トラや草刈機など所有しており、この他必要な農機具があれば購入する予定です。また、申請地は自宅

事務局

から車で3分程の距離にあります。農業の経験は4年ほどありますので、農業に必要な技術はあると考えられます。現在は、農地を所有しておらず、購入する農地は適切に管理していくことから全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

2ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

4月17日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士●に出向いて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、県外に居住しており継続的な耕作管理が困難であることから、甥にあたる申請人に譲り渡すことになったそうです。

●さんは、申請地を譲り受けて畑として管理し、季節の野菜を栽培するとのことですので、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号2について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の21ページをご覧ください。議案第1号2についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 878㎡です。

事務局

譲渡人は、東温市●の ●さん、譲受人は、大洲市●の ●さん
で、売買による所有権移転です。●さんは、申請地の横にある宅地と
建物を取得することになり、申請地も同時に取得して耕作管理を行
うとのことです。

それでは、別紙調査書の３ページをご覧ください。農地法第３条
第２項の各号についてご説明いたします。

第１号の全部効率利用要件ですが、譲受人の ●さんは、大洲市
●にお住まいで、農業歴は１年です。生産に必要な農機具は、トラッ
クや管理機などを所有しています。この他必要な農機具があれば購
入する予定です。申請地は、大洲市の自宅から車で３０分ほどの距
離にあります。●さんは、現在農地を所有しておらず、申請地を取得
後は畑として自家消費用の野菜を栽培するとのことから、全部効率
利用要件は満たされると見込まれます。

第２号、第３号については該当いたしません。第４号の農作業常
時従事者ですが、譲受人が年間１５０日以上農作業に従事すること
から、農作業常時従事者と見込まれます。第６号の転貸にも該当し
ていません。第７号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の
取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調
和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

４ページをお開きください。別紙１の農地法その他の農業に関す
る法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられない
ことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

４月１９日、農業委員の ●さんと一緒に調査を行い、申請代理人で
ある 行政書士 ●に電話で話を聞きました。

譲渡人の ●さんは、町外に居住しており、申請地の農地と隣にある
住宅を合わせて譲り渡すことになったそうです。

●さんは、申請地を譲り受けて畑として管理し、自家消費用の野菜を栽
培する計画ですので、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございま
せんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の22ページをご覧ください。内子町長より、令和8年4月8日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、承認を求められています。

集積計画の概要ですが、23ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田5筆 4, 162㎡です。

集積計画の内訳については、24ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●、内子町●、内子町●の農地、田5筆 4, 162㎡です。

貸付人は、神奈川県●の ●さん、内子町●の ●さん、内子町●の ●さんです。借受人は、松山市●の ●で、使用貸借権、及び賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、田1筆、791㎡です。

貸付人は、●、借受人は、● さんで、使用貸借権の新規設定です。

3番 内子町●、内子町●の農地、田4筆 3, 371㎡です。

貸付人は、●、借受人は、● さんで、賃借権及び使用貸借権の新規設定です。

以上、いずれの案件も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定の要件を満たしていると思込されます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積等促進計画は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第3号、令和7年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号についてご説明いたします。25ページをご覧ください。

農業委員会の活動や実施事業の状況については、以前より町のホームページ等で公表することが法定化されております。また、令和4年度に国から示された新たな方針によって、農地利用最適化活動のさらなる推進を図るために、それぞれの農業委員会において「目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告」といった取り組みが求められておりますが、本日もご審議いただきますのは令和7年度の実施状況になります。

それでは、要点のみご説明いたします。

(説 明)

事務局

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。